

# 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

## 個 別 注 記 表

(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

## 株式会社倉元製作所

「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.kuramoto.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、前事業年度末において、55百万円の債務超過となりました。また、当事業年度においても、営業損失358百万円、経常損失435百万円、当期純損失1,081百万円を計上した結果、1,135百万円の債務超過となっております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を早急に解消し、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和2年3月30日の事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。

当社は、当該事業再生計画に基づき、以下の施策を実施してまいります。

#### (1) スポンサーからの支援

##### ①資金調達（第三者割当による新株式の引受け）

当社は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から総額700百万円の出資を受けることにより、資本の充実を図ります。当社は、この資金を設備投資、運転資金、金融債務の弁済の原資とし、当社の財務体質の抜本的な改善を図ります。

なお、上記700百万円の出資により発行する株式の内容、払込金の使途等の詳細については、「（重要な後発事象）第三者割当による新株の発行」をご参照ください。

##### ②役員への派遣

当社は、上記のスポンサーによる出資実行後、以下のとおり代表取締役はじめ4名の役員への派遣による組織面のご支援をいただきます。

代表取締役 時 慧 氏（ニューセンチュリーキャピタル株式会社代表取締役）

取締役 小峰 衛 氏（インターバルブテックノロジー株式会社代表取締役）

取締役 宮澤 浩二氏（株式会社DGテクノロジー技術顧問）

取締役 吳 征瑜氏（深圳诺康医疗设备股份有限公司（Novocare社）CEO）

#### (2) 事業上の施策

##### ①売上高の改善

営業力の強化、成膜・シリコンウエーハ再生事業の製品群増加・新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

##### ②収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入、成膜技術を活用した金属特殊コーティング事業への参入）の収益化、既存技術・設備の海外展開、中国法人である深圳诺康医疗设备股份有限公司（Shenzhen Novocare Medical Devices Inc.（Novocare社））との業務提携を軸としたスポンサーによる新規事業（医療支援機器・プラットフォーム）の構築に加え、原価低減・電力費削減・役員報酬カットなどの全社コスト削減を実施してまいります。

### ③企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

### (3) 金融機関による支援

#### ①債務の返済条件の変更

対象債権者たる取引金融機関7行より、既存借入金債務（総額2,154百万円）について、返済条件の変更によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権者たる取引金融機関の債権（以下「対象債権」という。）のうち、当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和8年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額（総額847百万円）について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ADR手続成立後7年間で分割弁済を行います。

#### ②債務の免除

対象債権者たる取引金融機関より、既存借入金債務の一部について、免除によるご支援をいただきます。具体的には、対象債権のうち非保全債権（総額200百万円）については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として、令和2年4月に一括弁済を実施し、同時に、その余（総額1,107百万円）については対象債権者たる取引金融機関より債務免除による支援を受ける予定です。

ただし、上記(1)②、(2)②の一部（Novocare社との業務提携）及び(3)は、(1)①記載の資金調達（第三者割当による新株式の引受け）を前提条件としているところ、本計算書類承認日（令和2年3月30日）現在、当該第三者割当増資の実行の前提となる有価証券届出書等の効力は生じておらず、仮に、払込期間の末日である令和2年4月28日までにその効力が生じなかった場合には、当該第三者割当増資は実行されず、上記事業再生計画に基づく諸施策の実行は困難となり、事業の継続も困難となる可能性があります。

また、上記事業再生計画に基づき上記(3)②の債務の免除を受けるに伴い、当社は、現在、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第604条の2第1項第3号（関連規則は第601条第1項第7号後段）及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査中であり、上記事業再生計画を開示した日の翌日から起算して1か月間（令和2年3月31日～同年4月30日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（令和2年4月30日）の上場時価総額のいずれもが5億円以上となったときは、上場が維持されますが、いずれかの条件を満たさなかった場合には上場が廃止されることとなります。

以上のとおり、上記事業再生計画に基づく諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品（上記を除く）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 18～31年

#### ② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

3. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	262,996千円
土地	493,691千円
計	756,687千円
上記の物件に対応する債務	
短期借入金	1,651,363千円
長期借入金	244,369千円
計	1,895,733千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,687,326千円

(3) 期末日満期手形等の処理について

期末日満期手形等の処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日は金融機関が休日のため、次のとおり期末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

電子記録債権	1,325千円
支払手形	18,597千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
宮城県栗原市	基板加工設備	機械装置他
岩手県一関市	基板加工設備	機械装置他

当社は、原則として事業用資産については全社でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

基板加工設備については、現在の事業環境及び今後の業績見通し等を勘案し将来の回収可能性について検討いたしました。早期の改善が困難であり、回収可能性が乏しいと認められた資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失668,963千円として特別損失に計上しております。その内訳は建物145,968千円、構築物18,158千円、機械及び装置85,049千円、車両運搬具0千円、工具器具備品1,775千円、土地351,054千円、借地権35,333千円、ソフトウェア27,812千円、無形固定資産その他3,810千円であります。

なお、上記の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地、建物については、不動産鑑定評価等を基準とした価格、その他の資産については、処分可能性を考慮しゼロと評価しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,143,170株	一株	一株	16,143,170株

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	880株	一株	一株	880株

### 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	25,376千円
減価償却の償却超過額	255,970千円
減損損失	857,459千円
退職給付引当金	3,972千円
貸倒引当金	14,372千円
投資有価証券評価損	13,616千円
繰越欠損金	1,913,898千円
その他	3,512千円
繰延税金資産小計	3,088,178千円
評価性引当額	△3,088,178千円
繰延税金資産合計	一千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権リスクに関しては、当社の与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を決算期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券のリスクに対しましては、定期的に時価を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務や借入金のリスクに対しましては、担当部門において月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和元年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	37,026	37,026	—
② 受取手形	4,839	4,839	—
③ 電子記録債権	39,332	39,332	—
④ 売掛金	169,232		
貸倒引当金(※)	(20,600)		
	148,632	148,632	—
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	16,061	16,061	—
資産計	245,893	245,893	—
⑥ 支払手形	42,448	42,448	—
⑦ 買掛金	538	538	—
⑧ 短期借入金	1,887,498	1,887,498	—
⑨ 未払金	99,564	99,564	—
⑩ 長期借入金	267,341	267,341	—
負債計	2,297,390	2,297,390	—

(※) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権及び④ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑥ 支払手形、⑦ 買掛金、⑧ 短期借入金及び⑨ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額507千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。



## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 △70円37銭  
(2) 1株当たり当期純損失 66円99銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 第三者割当による新株の発行

当社は、令和2年3月13日開催の取締役会において、令和2年3月30日開催の第45回定時株主総会に、第三者割当による新株の発行について付議することを決議し、同株主総会（特別決議）において承認可決されました。

- ①発行株式の種類及び数 当社普通株式 15,438,949株  
②払込金額 1株につき45.34円  
③払込金額の総額 700百万円  
④増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額 350百万円  
増加する資本準備金の額 350百万円  
⑤申込期日 令和2年4月7日  
⑥払込期間 令和2年4月7日から同年4月28日  
⑦割当先及び割当株式数 ニューセンチュリー有限責任事業組合 15,438,949株  
⑧調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### イ. 調達する資金の額

- 払込金額の総額 700百万円  
発行諸費用の概算額 9百万円  
差引手取概算額 691百万円

#### ロ. 調達する資金の使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
設備投資資金（既存事業）	150百万円	令和4年4月～令和6年12月
設備投資資金（精密加工等）	100百万円	令和2年4月～令和3年12月
設備投資資金（NOVOCARE事業）	150百万円	令和2年4月～令和4年12月
運転資金	91百万円	令和2年4月～同年12月
既存借入金債務の弁済資金	200百万円	令和2年4月

### ⑨その他重要な事項

#### イ. 総数引受契約の締結及び株式の引受の前提条件

- ・当社代表取締役社長鈴木聡が、同人名義の普通株式全て（1,308,690株）を当社に無償譲渡すること
- ・当社及びニューセンチュリー有限責任事業組合の表明保証がいずれもスポンサー契約締結日及び払込日現在において、その全ての重要な点において真実かつ正確であること
- ・当社の株式の発行についての有価証券届出書の届出の効力が発生していること

ロ. 解除条件

- ・上記前提条件が充足されない場合
- ・相手方にスポンサー契約についての重要な違反があり、その是正を催告したにもかかわらず相当の期間内に当該違反を是正しない場合
- ・相手方にスポンサー契約に定める表明保証違反がある場合
- ・スポンサー契約の履行を妨げる法的手続の申立てその他スポンサー契約の履行に重要な障害となる事由が発生した場合
- ・当社の再生に著しく重要な悪影響を与える事実が存在することが明らかになった場合で、誠意をもって協議してもこれを解決できない場合

ハ. 有価証券届出書の効力発生予定

本第三者割当増資の払込みは、東北財務局に提出した本第三者割当増資に関する金融商品取引法に基づく有価証券届出書（令和2年3月13日届出）及びこれに関する訂正届出書（同月18日、同月23日及び同月27日届出）の全ての効力が発生した後に実行される予定ですが、本日現在、これらの効力は発生しておりません。

本第三者割当増資に関する有価証券届出書及び訂正届出書の効力は、令和2年3月27日付け訂正届出書の受理日から15日の待機期間経過後の同年4月12日に発生する見込みです。

ただし、この効力発生日よりも前に更に訂正届出書を提出する必要が生じた場合には、効力発生日は更に遅れる可能性があります。また、仮に、払込期間の末日である令和2年4月28日までにこれらの効力が発生しなかった場合には、本第三者割当増資は実行されないこととなります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、令和2年3月13日開催の取締役会において、令和2年3月30日開催の第45回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

①資本金及び資本準備金の額の減少の目的

「(1) 第三者割当による新株の発行」により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ350百万円増加する見込みであり、今後の成長戦略を的確に実施していくための財務戦略の一環として、資本政策の機動性及び柔軟性を確保すること及び課税標準を抑制すること等を目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行います。

なお、本件は本第三者割当増資の払込がなされることを条件とします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。

イ. 減少する資本金の額

資本金の額 430百万円のうち350百万円

(注) 資本金の額430百万円は、当事業年度末の資本金の額80百万円、第三者割当増資によって増加する資本金の額350百万円の合計額です。

ロ. 減少する資本準備金の額

資本準備金の額 350百万円のうち350百万円

(注) 資本準備金の額350百万円は、第三者割当増資によって増加する資本準備金の額350百万円です。

ハ. 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 700百万円

③資本金及び資本準備金の額の減少の日程

イ. 取締役会決議日 令和2年3月13日

ロ. 株主総会決議日 令和2年3月30日

ハ. 債権者異議申述最終期日 令和2年5月28日 (予定)

ニ. 効力発生日 令和2年6月1日 (予定)

④その他の重要な事項

本件は、「純資産の部」における科目間の振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

(3) 自己株式の無償取得

当社は、令和2年3月13日開催の取締役会において、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の規定に基づく自己株式の無償取得について、次のとおり決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

当社は、事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案を策定するなかで、株主責任及び経営責任の一環として、筆頭株主である当社代表取締役社長鈴木聡との間で、同氏が保有する当社普通株式のすべてを当社が無償で取得することについて合意しました。

なお、本件は、ニューセンチュリー有限責任事業組合から当社への第三者割当増資700百万円の払込日における当該払込みの直前に実行されることとなっております。

②取得の内容

イ. 取得する株式の種類 当社普通株式

ロ. 取得する株式の総数 1,308,690株

ハ. 取得日 第三者割当増資の払込日における当該払込みの直前まで

ニ. 取得先 当社代表取締役社長 鈴木聡

#### (4) 事業再生ADR手続の成立

当社は、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、令和元年12月25日付で、事業再生ADR手続の利用申請を行いました。そして、対象債権者たる取引金融機関との協議を進めながら、公平中立な立場にある一般社団法人事業再生実務家協会において選任された手続実施者により調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、令和2年3月30日開催の事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の続会において、対象債権者たるすべての取引金融機関より同意をいただき、同日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。

これにより、「(1) 第三者割当による新株の発行」が実行された場合、以下の借入金返済条件の変更及び債務免除を受ける予定です。

##### ①目的

今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため

##### ②借入先の名称

株式会社七十七銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社百五銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社みずほ銀行、株式会社北都銀行、株式会社足利銀行

##### ③条件変更及び債務免除の内容、実施時期又は期間

対象債権者たる取引金融機関の債権総額2,154百万円（以下「対象債権」といいます。）のうち当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和8年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額総額847百万円について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ADR手続成立後7年間で分割弁済を行います。

また、対象債権のうち非保全債権総額200百万円については、スポンサーからの第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として令和2年4月に一括弁済を実施し、同時に、その余については対象債権者たる取引金融機関より総額1,107百万円の債務免除による支援を受ける予定です。

##### ④損益に及ぼす影響

当該債務免除により、令和2年12月期において1,107百万円の債務免除益を特別利益として計上する見込みです。

##### ⑤その他重要な事項

当社は、事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第604条の2第1項第3号の準用する同第601条第1項第7号後段、及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査中であり、今後、当社株式は同規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間（令和2年3月31日～同年4月30日）の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日（令和2年4月30日）の上場時価総額のいずれもが5億円以上となったときに上場が維持されることとなります。